

# メディカル・デバイス・コリドー推進センターPR動画作成業務委託 仕様書

## 1 委託業務名称

メディカル・デバイス・コリドー推進センターPR動画作成業務委託

## 2 業務の目的

メディカル・デバイス・コリドー構想やメディカル・デバイス・コリドー推進センター（以下「推進センター」という。）の取り組み、県内企業の技術力などを紹介する動画を作成し、県外医療機器メーカー等からの発注ニーズ及び医療従事者からの開発ニーズの推進センターへの提供などを喚起することを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和4年7月29日（金）まで

## 4 業務内容

### （1）全体コンセプト

「優れた技術をもつ企業が多数存在し、医療機器関連産業への進出を支援している山梨県」は、取引や研究開発のパートナーとしての最適地という本県イメージの確立と定着を目指す。

### （2）ターゲット

- ・医療機器製造販売業許可、医療機器製造業登録を取得している企業（以下「医療機器メーカー」という）の開発、調達、営業部門の担当者及び責任者
- ・医学系の大学や医療機関に勤務する医師、看護師、臨床工学技士等の医療従事者

### （3）内容

- ① PR動画は、次のテーマを必ず含む内容とする。
  - ・メディカル・デバイス・コリドー構想の説明
  - ・メディカル・デバイス・コリドー推進センターの支援内容
  - ・県内製造業の特徴、技術力
  - ・代表的企業の紹介（取材先は委託者との協議により決定する）
- ② PR動画の長さは、5分程度とし、90秒のダイジェスト版と併せて2本を作成すること。

#### (4) 活用方法

PR動画は、主に次の場面での活用を想定しているため、パソコン、スマートフォン等、それぞれの視聴環境で視聴可能な動画とすること。

- ・医療機器メーカー等の訪問時の宣伝用資材
- ・推進センターが参加する医学会展示など各種イベントで医療機器メーカーや医療従事者等に向けた情報発信
- ・推進センターや県のホームページでの情報発信

#### 5 業務実施計画

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「産業支援機構」という。）の承認を得ること。

#### 6 粗編集確認業務

2回（別途、指定する日までに動画イメージをデータで提出すること。）

#### 7 成果物

##### (1) 成果図書等（各1部）

- ①業務完了届
- ②業務報告書
- ③その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

##### (2) DVDデータディスク

- ・映像の規格はアスペクト比16：9とすること。
- ・各PR動画が保存されたDVDを3セット納品すること。
- ・DVDには、一般的なDVDドライブ付きパソコンで再生可能な形式、YouTubeで再生可能な形式、DVDプレーヤーで再生可能な形式で作成し、納品すること。
- ・ディスクジャケット印刷、盤面印刷を行い、コンパクトケースに封入して納品すること。

##### (3) 撮影素材一式

- ・動画撮影に使用した使用した写真データ、映像等の素材を納品すること。

##### (4) 撮影素材一覧表（1部）

- ・撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。なお、第三者が権利を有している映像・画像等を使用（二次使用を含む）している場合は、権利者や使用時間等について記載すること。

## 8 納品場所及び期限

### (1) 納品場所

公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新事業創造課

### (2) 納品期限

令和4年7月29日(金)

## 9 著作物の帰属

本業務により作成された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、産業支援機構に帰属するものとし、産業支援機構はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改変したものを含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、産業支援機構は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

## 10 特記事項

- (1) 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、効率的な業務実施に必要と認められる業務については、産業支援機構と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例(平成16年条例第35号)に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (4) 上記の特記事項に従わず、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、両者協議の上で対応することとする。